夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書

明治４年に戸籍法を定めて以来、すべての国民が姓を名乗るようになり、我が国はおおよそ１５０年間かけて夫婦同姓に基づく近代的家族制度を築いて来た。家族が同じ一つの姓（苗字）を持って日々を営む生活は、国民生活にすっかり根付き、家族の大切な絆の基となっている。

夫婦別姓は夫婦の心理的な一体感を損なう恐れがある。また、子供たちは姓の違う父母を持つことになり、親子別姓も生じてしまう。このような家族は家族としての一体感を保ち、家族同士が助け合って生活する連帯感を維持できるか非常な不安を感じる。

また、法律上、行政上の手続きも煩雑になり、地方自治体の行政負担も無視できない。

よって、国におかれては、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす夫婦別姓を導入しないよう、強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年６月２１日

蒲　郡　市　議　会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、法務大臣、外務大臣　　あて